

# 栃木県ニホンジカ管理計画（六期計画）（変更）の概要

栃木県環境森林部自然環境課

- 個体数再推定の結果減少傾向が認められたため、R3捕獲目標は現行8,000頭を継続  
R4以降は、目標達成状況や捕獲・被害状況等を踏まえ見直す
- 分布拡大に対応し、隣接県や関係機関と連携した広域視点の管理について追加

## 1 計画の目的

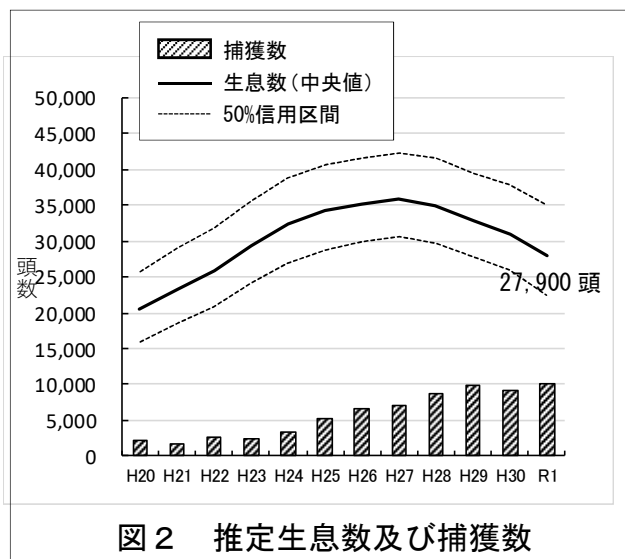
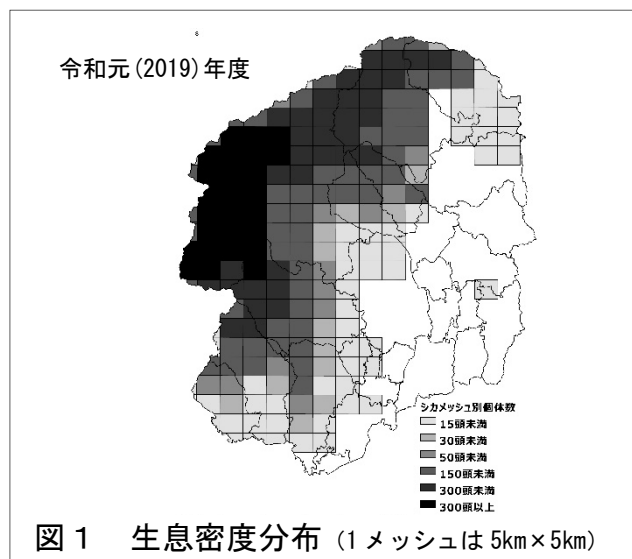
科学的・計画的な管理により、農林業等被害の軽減及び生物多様性の保全を図る。

## 2 計画期間と計画区域

- (1) 平成30(2018)年4月1日～令和6(2024)年3月31日
- (2) 県内全域(25市町)を対象(五期計画の9市町から拡大)

## 3 現状と課題

- (1) 生息域の拡大に伴い、県内の全市町で被害に備える必要がある。特に、県東地域への侵入に対しては、近県や関係機関とも連携し、情報収集や被害防止、捕獲などの対応を行っていく必要がある(図1)。
- (2) 捕獲数は増加し生息数は減少傾向にあるが、農林業被害額は高い水準で推移しているため、捕獲をはじめとする総合的な対策の強化が必要である(図2)。
- (3) 狩猟者の減少・高齢化に伴い、狩猟者の確保・育成及び負担軽減が必要である。



## 4 管理において留意すべき事項

### (1) 生態

高い繁殖力を有する増えやすい動物であり、生息数の増加を抑えるためにはメスを優先的に捕獲することが重要である。

長距離移動個体が存在するため、行動圏を踏まえた広域的な管理が必要である。

### (2) 総合的な対策

「捕獲」により生息数の減少、生息域の拡大防止を図るとともに、「防護」・「環境整備」により農作物、造林木等がシカの餌とならないようにし、生息数の増加を抑えることが重要である。

## 5 基本的な対策の方針

- (1) 捕獲の推進
- (2) 生息域の拡大防止
- (3) 防護及び環境整備の推進

## 6 講ずべき主な対策

対 策	内 容
(1) 捕獲	①捕獲目標の設定 当面の捕獲目標を8,000頭/年に設定し、令和4(2022)年度以降は、目標達成状況や捕獲・被害状況等を踏まえて見直す。 (令和元(2019)年度末時点の生息数27,900頭を令和5(2023)年度末までに11,800頭に減少)
	②有害鳥獣捕獲の推進 市町の被害防止計画に定める目標達成に向け、取り組む。
	③狩猟による捕獲の促進 狩猟期間の更なる延長、シ・イシのみ狩猟ができる狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定、くくりわな直径規制の解除を実施する。 併せて、狩猟者のマナーアップや、豚熱防疫対策を図る。
	④指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 県域レベルの観点で捕獲圧が不足していると考えられる地域において、県自らが捕獲を実施する。
(2) 防護	・農地、造林地における侵入防止柵の設置、壮齢木への防獣ネット巻き等による被害防除対策を行う。
(3) 環境整備	・不要な野菜等の処分を徹底し、耕作放棄地やヤブ等を整備する。
(4) 捕獲体制の整備	①新たな担い手の確保 被害を受けている農林業者、若者等の免許取得を促進する。
	②捕獲の省力化・効率化 ICTを活用したスマート捕獲技術やその他の効率的捕獲手法について、実証・普及を行う。
	③円滑な捕獲に向けた連携強化 円滑な捕獲に向けて、市町・捕獲従事者等が緊密に連携を図る。
(5) 県東地域への侵入防止の取組	・行動範囲調査や目撃情報の収集を行い、県東地域の市町、森林組合、猟友会支部等の関係機関で情報共有を図る。 ・福島県、茨城県とも連携し、県境地域の生息状況調査と情報収集、分布拡大防止のための捕獲を行う。
(6) その他	①鳥獣被害防止実施隊の設置促進 市町が被害防止計画に則した実効性のある対策を行うため、鳥獣被害防止特措法に基づく実施隊の設置を促進する。
	②人身被害等の防止 シカとの接触を防ぐために、県民に向けて注意を喚起する。